

平成30年4月

任期付自衛官募集要項

海上自衛隊 舞鶴地方総監部

〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下1190番地 TEL0773-62-2250 (内線:2303)

- 1 受付期間
平成30年4月16日(月)～平成30年5月16日(水)まで(締切日必着)
- 2 採用予定数
1名
- 3 採用予定年月日
平成30年7月1日(日)
- 4 任用予定期間
平成30年7月1日(日)～平成31年12月17日(火)
- 5 採用予定階級
3等海曹又は海士長
- 6 従事予定業務
一般事務
- 7 勤務予定地
海上自衛隊 第23航空隊 舞鶴航空基地隊(京都府舞鶴市)
- 8 応募資格
元海上自衛官、若しくは現に海上自衛隊の予備自衛官で、次のすべてに該当する者
 - (1) 海上自衛官としての勤務期間が1年以上の者
 - (2) 海上自衛官退職時の階級が准尉、曹長、1曹、2曹、3曹又は士長の者、若しくは現に指定されている海上自衛隊の予備自衛官の階級が3曹又は士長の者
 - (3) 年齢18歳以上で平成31年12月17日現在、満53歳未満の者
 - (4) 日本国籍を有している者
 - (5) 自衛隊法第38条第1項の規定である、下記に該当しない者
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者
 - エ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

9 試 験

(1) 日 時

平成30年5月31日(木) 0830

(2) 場 所

〒625-0086 京都府舞鶴市字長浜731番地20

海上自衛隊 第23航空隊

(3) 種 目

口述試験及び身体検査

10 受験手続

(1) 志願書類の請求

志願書類は、各都道府県に所在する自衛隊地方協力本部又は海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部人事課人事係において取り扱っています。

志願書類の送付希望者は、切手を貼って宛先を明記した返信用封筒を同封し、最寄りの自衛隊地方協力本部又は海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部人事課人事係に請求してください。その際、「任期付自衛官志願書類」の請求であることを明記してください。

(2) 提出書類及び提出先

志願者は、次の書類を最寄りの自衛隊地方協力本部又は海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部人事課人事係に持参又は送付してください。

| 項 目 | 内 容 | 必要数 |
|--------|--|----------------|
| 志願票 | 所定欄に6か月以内に撮影した写真を貼ってください(脱帽、上半身、正面向き、縦4cm×横3cm)。 | 2部 (1部は複製可) |
| 自衛隊受験票 | 志願票と同じ写真を貼ってください。 | 1部 |
| 返信用封筒 | 宛先を明記し、返信用切手を貼ってください。 | 1部 |

注：1 写真は3枚(志願票に2枚、自衛隊受験票に1枚)必要です。本人とわかる鮮明な写真で長期間保存のできるものであれば、デジタル写真でも可能です。

2 提出された志願票は、返却されません。

11 合格者への通知

(1) 合格者には、海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部人事課人事係から採用通知を送付します。合格の通知時期については、試験時にお知らせします。

なお、不合格者には通知しません。

(2) 合格の通知時期までは、合否に関する照会には一切応じられません。

12 採用時の給与

採用予定者の勤務経験などにより決定されます。

13 その他

- (1) 入隊時に再度身体検査を行いますが、この際、異常のある者は不採用となる
ことがありますので、健康管理には十分注意してください。
なお、併せて薬物使用検査を実施します。
- (2) 採用されるまでの間に隊員としてふさわしくない行為があった場合は、採用予
定を取り消されることがあります。
- (3) 受験のための旅費は、各自の負担となります。
- (4) 予備自衛官との兼職はできません。
- (5) 志願書類の提出後に住所等を変更したときは、速やかに下記連絡先へ連絡し
てください。
- (6) その他、不明な点については、下記連絡先へお問い合わせください。

(連絡先) 〒625-8510 京都府舞鶴市字余部下1190番地
海上自衛隊舞鶴地方総監部管理部人事課人事係
TEL 0773-62-2250 (内線: 2303)